

平成29年7月31日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、厚生労働大臣が、平成○年○月○日付で再審査請求人に対してした、後記第2の2記載の原処分を取り消す旨の裁決を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、平成○年○月○日(受付)、厚生労働大臣から事務委任を受けている日本年金機構の○○年金事務所(以下「年金事務所」という。)に対し、国民年金法(以下「国年法」という。)附則第9条の2第1項の規定による老齢基礎年金の支給繰上げの請求をした。

2 厚生労働大臣は、平成○年○月○日付で、請求人に対し、「繰上げ請求(65歳に到達される前の減額年金請求)をされたため、老齢基礎年金をお支払いすることとしました。」として、平成○年○月分から老齢基礎年金を支給する旨の裁定(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、平成○年○月下旬になっても繰上げ支給の年金の支払がなかったことから、年金事務所へ問い合わせたところ、支払が保留されたままになっていることが判明したとして、支払の遅滞を理由に、原処分の取消しを求めて、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

その不服の内容は、本裁決書添付の別紙のとおりである。

第3 問題点

1 国年法附則第9条の2第1項及び第2項は、保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者であって、60歳以上65歳未満であるものは、当分の間、65歳に達する前に、厚生労働大臣に老

齢基礎年金の支給の繰上げの請求をすることができ、その請求があったときは、その請求があった日から、その者に老齢基礎年金を支給する旨が規定されている。

2 そして、国年法第18条第1項には、年金給付の支給は、これを支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わるものとされている。

3 本件の場合、請求人は、年金の支払が遅れたことを理由に原処分を不服としているのであるから、本件の問題点は、上記規定に照らし、原処分が妥当といえるかどうかである。

第4 当審査会の判断

1 請求人に係る受給権者原簿記録回答票、受給権者支払記録回答票、受給権者改定記録回答票、当審査会からの照会に対する保険者の回答(平成○年○月○日付。以下「保険者回答」という。)及び審理期日における請求人の陳述によると、次の事実が認められる。

2 (1) 以上の事実によれば、平成○年○月に支払われるべき繰上げ支給の老齢基礎年金の支払が遅滞した原因は、様式583号の提出がないことにあるが、保険者は、繰上げ支給の請求を受けた平成○年○月○日の時点においても、繰上げ支給の入力処理をした平成○年○月○日の時点でも、請求人の年金記録には支払保留6が登録されたままになっていることを容易に認識し得るのであるから、請求人に対し、様式583号の提出が未了であることを説明し、その提出を促すべき信義則上の義務があるといふべきである。しかるに、保険者は、請求人が問い合わせをした平成○年○月○日までその説明を怠っており、繰上げ支給の年金の支払遅滞期間のうち、少なくとも○ないし○か月程度については、支払の遅滞と説明義務違反との間に因果関係があるものと認められる。

- (2) 保険者が請求人に対する正しい説明と対処の機会を再三にわたって逸したために、支払業務が適正に履行されることなく遅滞し、請求人の期待を裏切ったことは極めて遺憾である。しかしながら、本件における説明義務違反は、請求人が有する受給権自体の失権等をもたらしたというのではなく、これによって年金の支払が上記の期間遅滞したというにとどまるものである。これらを考慮すると、本件の説明義務違反は、いまだ原処分自体の取消事由に該当するような違法ということはいできない。

よって、本件再審査請求は理由がないから、主文のとおり裁決する。